

地方自治法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○ 地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）

(傍線部分は改正部分)

改 正 案

現 行

第九十二条 普通地方公共団体の議会の議員は、衆議院議員若しくは参議院議員又は衆議院議員若しくは参議院議員の秘書（国会法（昭和二十一年法律第七十九号）第一百三十二条に規定する秘書その他衆議院議員又は参議院議員に使用される者で当該衆議院議員又は当該参議院議員の政治活動を補佐するものをいう。第一百四十一条第一項において同じ。）と兼ねることができない。

第九十二条 普通地方公共団体の議会の議員は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。

② [略]

第一百四十二条 普通地方公共団体の長は、衆議院議員若しくは参議院議員又は衆議院議員若しくは参議院議員の秘書と兼ねることができない。

第一百四十二条 普通地方公共団体の長は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。

② [略]

② [同上]